

北名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する法律に係る管理計画認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。以下「認定申請」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第1条の2第1項の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人マンション管理センターが発行する認定申請に係る事前確認適合証
- (2) 認定申請に係る管理組合が防災に関する取組を実施していることの表明保証書（様式第1）

2 省令第1条の2第2項の市長が不要と認める書類は、同条第1項第1号から第9号までに掲げる書類とする。

(申請の取下げ)

第3条 認定申請をした者又は法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下届（様式第2）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

表 明 保 証 書

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

マンションの管理組合名

マンションの所在地

当管理組合では、防災に関する下記の取組を管理組合として実施していることを表明し保証します。

記

- ア 自主防災組織を組織
- イ 災害時の対応マニュアルを作成
- ウ 防災用品や医療品・医薬品を備蓄
- エ 非常食や飲料水を備蓄
- オ 防災用名簿を作成
- カ 定期的に防災訓練を実施
- キ その他管理組合として実施する防災に関する取組

（

- 備考 1 実施している取組のチェックボックス全てに「レ」マークを入れること。
2 キの取組のチェックボックスに「レ」マークを入れる場合は、具体的な取組の内容を括弧の中に記載すること。

様式第2（第3条関係）

<p>申 請 取 下 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 北名古屋市長</p> <p style="text-align: right;">住 所 〔所在地〕 氏 名 〔名称及び 代表者氏名〕 電 話 番 号</p> <p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律 { 第5条の3第1項 第5条の6第2項において準用する同法第5条の3第1項 第5条の7第1項 } の規定に基づく 下記の申請は、取り下げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
申 請 年 月 日	年 月 日
マ ン シ ョ ン 名	
申 請 に 係 る マ ン シ ョ ン の 所 在 地	
取 下 理 由	
※ 受 付	※ 備 考

備考 ※印欄には、記入しないこと。